

(ご案内) 実績報告書の提出について

香川県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、事業完了の日から1月を経過した日、又は8月28日（金）までのいずれか早い日までに、「実績報告書」に必要な書類を添え、県に提出してください。

記

1. 提出期間

受付開始：交付決定通知日以降

報告期限：事業完了の日から1月を経過した日、又は8月28日（金）までのいずれか早い日

2. 提出方法

下記(1)、(2)いずれかによります。

(1) 専用フォームからの提出

以下 URL の専用フォームから、電子により実績報告書を提出してください。

《URL》

<https://4af6d5a8.form.kintoneapp.com/public/ce56aea6dc6b4f425b77aa1deb2830fa216f532fe7d8a7fc5b446db234138dac>



(2) メール又は郵送による提出

県HPに掲載の様式（エクセル）により実績報告書を作成し、添付書類を添えて、提出先へメール又は郵送で提出してください。

※申請時には郵送のみでしたが、メール送付を追加しました。

○ メール送付の場合

メールアドレス：shien_jimukyoku@tobutoptours.co.jp

件名を「（法人名）香川県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金（備品等）の実績報告について」としてください。

○ 郵送の場合

郵送先住所：〒760-0023

香川県高松市寿町 2-2-10 高松寿町プライムビル 8 階

東武トップツアーズ内

※持参による提出はできません。

3. 問い合わせ先

香川県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業事務局

開設期間：令和8年6月15日(月)から8月28日(金)まで

受付時間：平日の9時から17時まで

電話番号：087-802-3721

4. 実績報告の添付書類

実績報告書には、いずれの提出方法の場合も、内容を証明する添付書類が必要です。

※所定の証拠書類をご提出いただけない場合等、対象経費としての要件等を客観的に確認・証明できない場合は、補助金をお支払いすることができません。

【光熱水費、燃料費以外の場合】

下記の①～③を揃えて添付すること。

① 発注書及び納品書 ②請求書 ③領収書または銀行振込の控えの写し 等

(例：納品書)

△△ 様		納品書		7月31日 (株)〇〇〇	
香川県〇〇町...		合計額(税抜)：___円		〇〇〇〇〇〇	
月日	品目	数量	単価	金額	その他

「納品書」であることがわかること。

「納品先」の事業所がわかること。

「作成日」「納品元」の記載があること。

「内訳」がわかること。

「合計額(税抜)」がわかること。

納品元による税抜表示がない場合は、事業所担当者が税抜き金額を手書きで書きこむこと。

※交付決定通知のあった事業所ごとに納品書が必要です。

※納品書を事業所ごとに作成することが難しい場合は、宛先は法人名または対象事業所連名で作成してください。

その場合、事業所ごとに按分した金額が分かるよう、納品書に手書きするか、根拠資料を別紙で提出してください。また、按分の方法について、入所人数、定員等按分の根拠が分かるよう記載してください。

※発注書を作成していない場合は、納品書のみ提出とし、納品書に発注日を記載してください。

【光熱水費、燃料費の場合】

原則、8月28日までに使用し、実績報告を提出したものが補助対象です。

ただし、計画書で8月分の所要額を見込んでいた場合で、8月28日までに請求書、領収書等が揃わない場合は、7月10日までに、その旨を事務局まで連絡し、「遅延の理由及び支払いの期限が分かる書面」を事務局まで提出することで、実績報告書の提出期限の延長を認める場合があります。

※書面は県 HP に掲載しています。

○光熱水費の場合

下記の①、②を揃えて添付すること。

① 請求書 ②領収書または銀行振込の控えの写し 等

※水道代について、2か月分まとめて請求されるときはその2分の1の額(1円未満切捨て)を1か月分の使用料とみなします。

○燃料費の場合

下記のいずれかを添付すること。

① 給油カードの利用明細書及び請求書 ②給油レシート

※プリペイドカードの納品書や、法人カードへの請求書等、用途が不明なものは挙証資料になりません。使用実績がわかるレシート等を添付してください。

※ガソリン代を交通費のように支払っている場合、距離数×1Lガソリン単価÷1L燃費(e燃費調べ)で算出した金額を支払うこととします。下記をご提出ください。

- ・事業実施期間に給油したすべてのレシート等(単価記載)の写し
- ・使用している車種(ガソリン車・ハイブリッド車の別も)がわかる資料

5. 留意事項

○交付の対象とならないもの

- ・同一内容で他の補助事業でも採択され、交付を受けるとき
- ・対象外経費(工賃、パソコン等)
- ・税込単価30万を超えるもの

○補助金の支払いについて

補助事業者からの実績報告書の提出を受け、県がその内容を審査した後、補助金の額を確定し、支給決定兼確定通知書により通知します。その後、指定の口座に振り込みを行います。

○変更・中止申請について

補助対象事業の全部若しくは一部を変更しようとするとき、全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするときは、県 HP に記載の方法で行ってください。ただし事業の変更申請において、軽微な変更の場合(軽微な変更の例として、補助金額の20%以内の減額、所要額の同科目内の用途・品目・数量の変更等)は、変更申請は不要とします。

以上

本案内は県HPにも掲載しています

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ